|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 届出の種類 | 添付書類 |
| 認知症対応型共同生活介護 | ①施設等区分の変更 | ・事業所の平面図（別紙６） |
| ②夜間勤務条件基準 | * 減算が解消される場合のみ添付

・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５） |
| ③職員の欠員による減算の状況 | * 減算が解消される場合のみ添付

・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）・資格証・研修修了証の写し |
| ④身体拘束廃止取組の有無 | 【添付書類不要】 |
| ⑤３ユニットの事業所が夜勤職員を２人以上とする場合 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）　※該当開始月のもの |
| ⑥夜間支援体制加算　（Ⅰ）（Ⅱ） | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）　※宿直職員の配置により当該加算を算定する場合は、宿直職員についても記載すること。　※加算算定開始月のもの。 |
| ⑦若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑧利用者の入院期間中の体制 | 【添付書類不要】 |
| ⑨看取り介護加算 | ※医療連携体制加算を算定していない場合は算定不可。・医療連携体制加算及び看取り介護加算に係る届出書（別紙９－７）・協力医療機関（協力歯科医療機関を含む）もしくは訪問看護ステーションと取り交わした協定書もしくは契約書の写し※事業所の看護師の場合は、・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）※加算算定開始月のもの。・看護師の資格証の写し |
| ⑩医療連携体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・医療連携体制加算及び看取り介護加算に係る届出書（別紙９－７）・協力医療機関（協力歯科医療機関を含む）もしくは訪問看護ステーションと取り交わした協定書もしくは契約書の写し　※（Ⅰ）を算定し、事業所で看護師を配置しない場合に必要。※（Ⅱ）を算定し、事業所で配置している看護職員が准看護師のみである場合に必要。・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）※加算算定開始月のもの。　※（Ⅰ）を算定し、事業所で看護職員を配置しない場合は不要。・看護師・准看護師の資格証の写し　※（Ⅰ）を算定し、事業所で看護職員を配置しない場合は不要。 |
| ⑪認知症専門ケア加算（Ⅰ）（Ⅱ） | ・認知症専門ケア加算に係る要件確認表（参考様式４７）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）※加算算定開始月のもの。（認知症に係る研修修了者のみ記載）・資格証（認知症に係る研修修了証）の写し　 |
| ⑫科学的介護推進体制加算 | 【添付書類不要】※「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ⑬サービス提供体制強化加算　（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１２－６）・人材要件に係る算出表（参考様式２６－１）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）※届出日前一月のもの。　※（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）において、介護福祉士の配置割合により算定する場合は、介護職員のみ記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。※（Ⅲ）において、看護・介護職員の総数のうちの常勤職員の占める割合により算定する場合は、介護・看護職員のみ記載し、常勤の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。※（Ⅲ）において、勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記載し、勤続年数７年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。【算定要件に応じ、以下の書類を添付すること】・介護福祉士の資格証の写し・実務経験証明書（参考様式２９） |
| ⑭介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
| ⑮介護職員等特定処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
| 認知症対応型共同生活介護（短期利用型） | ①適用開始 | ・指定通知の写し（開設から３年）　※居宅（介護予防）サービス、地域密着型（介護予防）サービス、居宅介護支援、特養、老健又は平成18年旧介護保険法に規定する療養型医療施設のいずれかのもの。・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）　※加算算定開始月のもの。・研修の修了証（資格が必要な職種）の写し※提出後、別途運営規程の変更が必要になります。（短期利用規定を明記） |
| ②施設等区分の変更 | ・事業所の平面図（別紙６） |
| ③夜間勤務条件基準 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）※減算が解消される場合のみ添付 |
| ④職員の欠員による減算の状況 | ※減算が解消される場合のみ添付・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）・資格証・研修修了証の写し |
| ⑤３ユニットの事業所が夜勤職員を２人以上とする場合 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）　※該当開始月のもの |
| ⑥夜間支援体制加算　（Ⅰ）（Ⅱ） | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）　※宿直職員の配置により当該加算を算定する場合は、宿直職員についても記載すること。　※加算算定開始月のもの。 |
| ⑦若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑧医療連携体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・医療連携体制加算及び看取り介護加算に係る届出書（別紙９－７）・協力医療機関（協力歯科医療機関を含む）もしくは訪問看護ステーションと取り交わした協定書もしくは契約書の写し　※（Ⅰ）を算定し、事業所で看護師を配置しない場合に必要。※（Ⅱ）を算定し、事業所で配置している看護職員が准看護師のみである場合に必要。・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）※加算算定開始月のもの。　※（Ⅰ）を算定し、事業所で看護職員を配置しない場合は不要。・看護師・准看護師の資格証の写し　※（Ⅰ）を算定し、事業所で看護職員を配置しない場合は不要。 |
| ⑨サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１２－６）・人材要件に係る算出表（参考様式２６－１）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）※届出日前一月のもの。　※（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）において、介護福祉士の配置割合により算定する場合は、介護職員のみ記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。※（Ⅲ）において、看護・介護職員の総数のうちの常勤職員の占める割合により算定する場合は、介護・看護職員のみ記載し、常勤の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。※（Ⅲ）において、勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記載し、勤続年数７年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。【算定要件に応じ、以下の書類を添付すること】・介護福祉士の資格証の写し・実務経験証明書（参考様式２９） |
| ⑩介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
| ⑪介護職員等特定処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| サービス種類 | 届出の種類 | 添付書類 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護 | ①施設等区分の変更 | ・事業所の平面図（別紙６） |
| ②夜間勤務条件基準 | * 減算が解消される場合のみ添付

・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５） |
| ③職員の欠員による減算の状況 | * 減算が解消される場合のみ添付

・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）・資格証・研修修了証の写し |
| ④身体拘束廃止取組の有無 | 【添付書類不要】 |
| ⑤３ユニットの事業所が夜勤職員を２人以上とする場合 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）　※該当開始月のもの |
| ⑥夜間支援体制加算　（Ⅰ）（Ⅱ） | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）　※宿直職員の配置により当該加算を算定する場合は、宿直職員についても記載すること。　※加算算定開始月のもの。 |
| ⑦若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑧利用者の入院期間中の体制 | 【添付書類不要】 |
| ⑨認知症専門ケア加算（Ⅰ）（Ⅱ） | ・認知症専門ケア加算に係る要件確認表（参考様式４７）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）※加算算定開始月のもの。（認知症に係る研修修了者のみ記載）・資格証（認知症に係る研修修了証）の写し　 |
| ⑩科学的介護推進体制加算 | 【添付書類不要】※「科学的介護情報システム（LIFE）」の登録が必要です。 |
| ⑪サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１２－６）・人材要件に係る算出表（参考様式２６－１）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）※届出日前一月のもの。　※（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）において、介護福祉士の配置割合により算定する場合は、介護職員のみ記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。※（Ⅲ）において、看護・介護職員の総数のうちの常勤職員の占める割合により算定する場合は、介護・看護職員のみ記載し、常勤の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。※（Ⅲ）において、勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記載し、勤続年数７年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。【算定要件に応じ、以下の書類を添付すること】・介護福祉士の資格証の写し・実務経験証明書（参考様式２９） |
| ⑫介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
| ⑬介護職員等特定処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
| 介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用型） | ①適用開始 | ・指定通知の写し（開設から３年）　※居宅（介護予防）サービス、地域密着型（介護予防）サービス、居宅介護支援、特養、老健又は平成18年旧介護保険法に規定する療養型医療施設のいずれかのもの。・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）　※加算算定開始月のもの。・研修の修了証（資格が必要な職種）の写し※提出後、別途運営規程の変更が必要になります。　（短期利用規程を明記） |
| ②施設等区分の変更 | ・事業所の平面図（別紙６） |
| ③夜間勤務条件基準 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）※減算が解消される場合のみ添付 |
| ④職員の欠員による減算の状況 | * 減算が解消される場合のみ添付

・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）・資格証・研修修了証の写し |
| ⑤３ユニットの事業所が夜勤職員を２人以上とする場合 | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）　※該当開始月のもの |
| ⑥夜間支援体制加算　（Ⅰ）（Ⅱ） | ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）　※宿直職員の配置により当該加算を算定する場合は、宿直職員についても記載すること。　※加算算定開始月のもの。 |
| ⑦若年性認知症利用者受入加算 | 【添付書類不要】 |
| ⑧サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ） | ・サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙１２－６）・人材要件に係る算出表（参考様式２６－１）・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（別紙７－５）※届出日前一月のもの。　※（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）において、介護福祉士の配置割合により算定する場合は、介護職員のみ記載し、介護福祉士の資格取得者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。※（Ⅲ）において、看護・介護職員の総数のうちの常勤職員の占める割合により算定する場合は、介護・看護職員のみ記載し、常勤の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。※（Ⅲ）において、勤続年数要件において算定する場合、直接提供職員のみ記載し、勤続年数７年以上の者の氏名に朱書きでアンダーラインを引いてください。【算定要件に応じ、以下の書類を添付すること】・介護福祉士の資格証の写し・実務経験証明書（参考様式２９） |
| ⑨介護職員処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |
| ⑩介護職員等特定処遇改善加算 | 【別途通知のとおり】 |